

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について

平成24年度の税制改正により、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）という制度が創設されました。これは、国の法律ではなく市町村の条例で税の負担軽減を決定するものです。

岡谷市では、固定資産税・都市計画税に係る特例割合について、岡谷市市税条例第57条の2、附則第10条の2各項及び岡谷市都市計画税条例附則に規定しています。

詳細については次の表をご覧ください。

わがまち特例一覧

項 目			地方税法 関係条文	市条例 関係条文	取得時期の要件	資産	特例割合	適用期間
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置			法第349条の3第27項	第57条の2第1項	認可後	家屋 償却	2分の1	期限なし
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置			第349条の3第28項	第57条の2第2項	認可後	家屋 償却	2分の1	期限なし
事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置			法第349条の3第29項	第57条の2第3項	認可後	家屋 償却	2分の1	期限なし
公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設		法附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	2分の1	期限なし
	下水道除害施設		法附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	5分の4	期限なし
認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生緊急整備地域		法附則第15条第14項本文	市税条例附則第10条の2第3項 市都市計画条例附則第2条	R5. 4. 1～ R8. 3. 31	家屋 償却	5分の3	課税の年度から5年度分
	特定都市再生緊急整備地域		法附則第15条第14項ただし書き	市税条例附則第10条の2第3項 市都市計画条例附則第2条	R5. 4. 1～ R8. 3. 31	家屋 償却	2分の1	課税の年度から5年度分
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	太陽光発電設備	1, 000kw未満	法附則第15条第25項第1号イ	附則第10条の2第4項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
		1, 000kw以上	法附則第15条第25項第3号イ	附則第10条の2第9項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	4分の3	課税の年度から3年度分
	風力発電設備	20kw未満	法附則第15条第25項第3号ロ	附則第10条の2第10項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	4分の3	課税の年度から3年度分
		20kw以上	法附則第15条第25項第1号ロ	附則第10条の2第5項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
	水力発電設備	5, 000kw未満	法附則第15条第25項第4号イ	附則第10条の2第12項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	2分の1	課税の年度から3年度分
		5, 000kw以上	法附則第15条第25項第3号ハ	附則第10条の2第11項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	4分の3	課税の年度から3年度分
	地熱発電設備	1, 000kw未満	法附則第15条第25項第1号ハ	附則第10条の2第6項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
		1, 000kw以上	法附則第15条第25項第4号ロ	附則第10条の2第13項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	2分の1	課税の年度から3年度分
	バイオマス発電設備	10, 000kw以上 20, 000kw未満 （※下段のものを除く）	法附則第15条第25項第1号ニ	附則第10条の2第7項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
		10, 000kw以上 20, 000kw未満 （※木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するもの）	法附則第15条第25項第2号	附則第10条の2第8項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	7分の6	課税の年度から3年度分
		10, 000kw未満	法附則第15条第25項第4号ハ	附則第10条の2第14項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	2分の1	課税の年度から3年度分
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置			法附則第15条第28項	附則第10条の2第15項	H29. 4. 1～ R8. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から5年度分
緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置			法附則第15条第32項	市税条例附則第10条の2第16項 市都市計画条例附則第4条	都市緑地法等一部改正施行日～ R7. 3. 31	土地	3分の2	設置日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分
浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置			法附則第15条第37項	附則第10条の2第17項	R2. 4. 1～ R8. 3. 31	土地	3分の2	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上により整備した施設に係る課税標準の特例措置			法附則第15条第38項	附則第10条の2第18項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	土地 家屋 償却	2分の1	工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分
雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置			法附則第15条第41項	附則第10条の2第19項	特定都市河川浸水被害対策法等一部改正施行日～ R9. 3. 31	償却	3分の1	期限なし
貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置			法附則第15条第42項	市税条例附則第10条の2第20項 市都市計画条例附則第6条	R4. 4. 1～ R7. 3. 31	土地	4分の3	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分
サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置			法附則第15条の8第2項	附則第10条の2第21項	H27. 4. 1～ R7. 3. 31	家屋	3分の2	課税の年度から5年度分
大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置			法附則第15条の9の3第1項	附則第10条の2第22項	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	家屋	3分の1	工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分